

「志津見ダム・尾原ダムモニタリング委員会」規約**（名 称）**

第１条 本会は、「志津見ダム・尾原ダムモニタリング委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

（趣 旨）

第２条 本規約は、「ダム等の管理に係るフォローアップ制度の実施について」（平成14年７月24日付け国河環第32号国土交通省河川局長通知）に基づいて設置する、委員会の組織、委員、会議、事務局その他の委員会の設置並びに運営に関して必要な事項を定めるものである。

（設 置）

第３条 委員会は、中国地方整備局長が設置する。

（目 的）

第４条 委員会は、志津見ダム・尾原ダムのモニタリング調査が実施される期間において、第８条に定める事項を審議し、中国地方整備局長に対して意見を述べ、もって志津見ダム、尾原ダムの適切な管理に資することを目的とする。

（委員会）

第５条 委員会の委員は、別表に掲げる者で構成する。

- ２ 委員の任期は、原則として２年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ３ 委員会には委員長を置き、委員長は委員の互選によってこれを定める。
- ４ 委員長は、会務を総理し委員会を代表する。
- ５ 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（議 事）

第６条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長をつとめる。

- ２ 委員会は、委員の２分の１以上が出席しなければ開催することができない。
- ３ 委員会は、会議終了の都度、その議事内容の概要を出雲河川事務所のホームページにて、公表する。ただし、委員会で別途定める場合はこの限りでない。

（委員会の意見）

第7条 委員長は、委員の意見を取りまとめ、中国地方整備局長に対して委員会の意見を述べる。

（審議事項）

第8条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 モニタリング調査に関する事項
- 二 モニタリング調査結果の分析及び評価に関する事項
- 三 環境レポートに関する事項
- 四 その他委員会が必要と認める事項

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、中国地方整備局河川部河川計画課に置く。

（雑 則）

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

（施行期日）

この規約は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

改正後の規約は、平成24年10月10日から施行する。

改正後の規約は、平成25年 9月17日から施行する。

改正後の規約は、平成26年10月16日から施行する。

別表

「志津見ダム・尾原ダムモニタリング委員会」委員名簿

(敬称略 五十音順)

氏 名	所 属	専門分野等
アキヨシ ヒデオ 秋吉 英雄	島根大学生物資源科学部准教授	底 生 動 物
アラオ シンジ 荒尾 慎司	松江工業高等専門学校教授	災害社会工学
イイツカ ヨウイチ 飯塚 洋一	日本野鳥の会島根県支部支部長	鳥 類
イノウエ マサヒト 井上 雅仁	島根県立三瓶自然館学芸課課長代理	植 物
セイケ ヤスシ 清家 泰	島根大学大学院総合理工学研究科教授	水 質
ナカムラ ミキオ 中村 幹雄	元島根県内水面水産試験場長	魚 介 類
ヒノキダニ オサム 檜 谷 治	鳥取大学大学院工学研究科教授	河 川 工 学
マツノ アキラ 松野 煒	島根大学名誉教授	両生類・爬虫類・哺乳類
ヨドエ ケンイチロウ 淀江 賢一郎	元島根県立宍道湖自然館ゴビウス館長	昆 虫 類